

議案第2号 漁業権 行使規則の制定について

横手川漁業協同組合 内共第5号第五種共同漁業権

行使規則

(目的)

第1条 この規則は、この組合の有する内共第5号第五種共同漁業権（以下『内共5号』という。）の管理及び行使に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(漁業を営む権利を有する者の資格)

第2条 内共第5号の内容たる次の表のア欄に掲げる漁業で、イ欄に掲げる漁業の方法により漁業を営む権利を有する者の資格は、それぞれウ欄に掲げるとおりとする。

ア 漁業の名称	イ 漁業の方法	ウ 資格
あ ゆ 漁 業	竿釣り、投網、刺し網、築、四つ手網	正組合員
こい、ふな、うぐい 漁 業	竿釣り、投網、刺し網、春掛漁、ためっこ 漁、巻き網、ドウ	同上
いわな・やまめ 漁 業	竿釣り	同上
や つ め 漁 業	竿釣り、カギ釣り、ドウ	同上

- 前項の漁業を営む権利を有する組合員が死亡した場合において、その相続人（相続人が2人以上ある場合においては、その協議により当該漁業を営むべき者を定めたときは、その者）が組合員になったときは、その者は前項の漁業を営む権利を有する者の資格があるものとみなす。
- 前2項の規定にかかわらず、暴力団又は暴力団員との関係その他の事情に照らして、漁業調整上の観点から、この組合の事業の運営に不適切な資質を有する者は、第1項の漁業を営む権利を有する者の資格を有しないものとする。

(経営の委任の禁止)

第3条 前条第1項に規定する者は、当該資格にかかる漁業を営む権利の譲渡若しくは貸し付け又は当該漁業の経営の委任をしてはならない。

(漁業の方法)

第4条 次の表のア欄に掲げる漁業のうち、イ欄に掲げる漁業の方法は、ウ欄の統数又は規模の範囲において、エ欄の区域内及びオ欄の期間中でなければ営んではならない。ただし、理事は水産動植物の繁殖保護、漁業調整上必要と認める場合は、漁業の方法、統数若しくは規模、区域又は期間を制限することができる

ア 漁業の名称	イ 漁業の方法	ウ 統数又は規模	エ 区域	オ 期間
あゆ漁業	竿釣り	制限なし	全域	7月1日から10月31日まで
	投網、刺し網、 四つ手網	100ヶ統	全域、 但し組合 が別に定 める地域 を除く	8月10日から10 月31日まで
	築	3ヶ統	同上	同上
こい、ふな、う ぐい漁業	竿釣り	制限なし	同上	1月1日から12 月31日まで

	投網、刺し網、 春掛漁、ためっ こ漁、巻き網、 ドウ	50ヶ統	同上	同上
いわな・やまめ 漁業	竿釣り	制限なし	同上	4月1日から9月2 0日まで
やつめ漁業	竿釣り、カギ釣 り、ドウ	30ヶ統	同上	3月1日から11月 30日まで

2 前項ただし書きの制限をしようとする場合は、理事は当該漁業にかかる漁業の方法、統数若しくは規模、区域又は期間を指定して、これを公示しなければならない。

(当該漁業を行う者等の決定)

第5条 理事は、第2条に規定する漁業ごとに、当該漁業を行う者、その者にかかる行使区域、行使期間、その他行使の内容たるべき事項を定めるものとする。

(全長制限)

第6条 次の表の左欄に掲げる水産動植物は、それぞれ右欄に規定する大きさのものは、これを採捕してはならない。

名 称	大 き さ
あ ゆ	15センチメートル以下
やまめ・いわな	15センチメートル以下
や つ め	30センチメートル以下

(漁業権管理費の負担)

第7条 内共5号の内容となっている漁業を営む組合員は、内共5号の維持管理に要する経費にあてるため、行使料を組合に納付しなければならない。

2 行使料の額、徴収時期及び徴収方法は総会で定める。

(違反者に対する措置)

第8条 内共5号の内容となっている漁業を営む組合員が、漁業に関する法令及びこれに基づく行政庁の処分又はこの規則に違反した時は、理事は当該者に対して、当該漁業を停止させることができる。

2 内共5号の内容となっている漁業を営む組合員がこの規則に違反したときは、組合は当該者に対して過怠金を課することができる。

(外来漁再放流の禁止)

第9条 採捕された外来漁(オオクチバス、コクチバス、ブルーギル、及びブラウントラウト)は再放流(リリース)をしてはならない。

(雑則)

第10条 この規則に定めるもののほか、この規則の実施に関し必要な事項は、規約で定める。

付則

(施行月日)

- 1 この規則は、平成26年1月1日から施行する。
- 2 平成27年6月16日一部改正。

新(施行月日)

- 1 この規則は、令和6年1月1日から施行する。

議案第3号 漁業権 遊漁規則の制定について

横手川漁業協同組合 内共第5号第五種共同漁業権

遊漁規則

(目的)

第1条 この規則は、横手川漁業協同組合が免許を受けた内共第5号第五種共同漁業権に係る漁場(以下単に「漁場」という。)の区域において、組合員以外の者のする当該漁業権の対象となっている水産動植物(あゆ、やまめ、いわな、うぐい、こい、ふな及びやつめをいう。以下同じ。)の採捕(以下「遊漁」という。)についての制限に関し必要な事項を定めるものとする。

(遊漁の承認及び遊漁料の納付義務)

第2条 漁場の区域内において遊漁をしようとする者は、予め組合に申請してその承認を受けなければならない。

2 組合は、第1項の規定による申請があったときは、手釣り、竿釣りによる遊漁の場合には第11条に規定する場合を除き、その他の場合には当該遊漁の承認により、当該水産動物の保護培養若しくは組合員、若しくは他の遊漁者(第1項の承認を受けた者をいう。以下同じ。)の行う水産動植物の採捕に著しい支障があると認められた場合を除き、第1項の承認をするものとする。

3 第1項の承認を受けた者は、直ちに、第7条第1項の遊漁料を同項第3項の方法により組合及び取扱所に納付しなければならない。

(漁具、漁法の制限)

第3条 この組合の漁場の区域において行使する漁具、漁法は、竿釣りおよび手釣りでなければならない。(ただし、あゆのがらがけ・ひっかけは禁止する。)

(遊漁期間)

第4条 次の表の左欄に掲げる魚種を対象とする遊漁は、それぞれ右欄に掲げる期間内でなければならない。

魚 種	期 間
あ ゆ	7月1日から10月31日までの期間内で組合が定めて公表する期間内
い わ な	4月1日から9月20日まで
や ま め	同 上
こ い	1月1日から12月31日までの期間内で組合が定めて公表する期間内
ふ な	同 上
う ぐ い	同 上
や つ め	3月1日から11月30日までの期間内で組合が定めて公表する期間内

(禁止区域)

第5条 第4条の規定による期間内であっても、次の表の左欄に掲げる区域においては、それぞれ右欄の期間中は、遊漁してはならない。

区 域	期 間
新旦那堰頭首工・金沢中野揚水機場・新上堰頭首工・新一の堰頭首工の上流及び下流各々80メートルの間	1月1日から12月31日まで

(全長制限)

第6条 次の表の左欄に掲げる魚種については、それぞれ右欄に掲げる全長以下のものを採捕してはならない。

魚種	全長
やまめ	15センチメートル
いわな	同上
こい	同上
ふな	同上
やつめ	30センチメートル

(遊漁料の額及び納付方法)

第7条 遊漁料の額は、次のとおりとする。ただし遊漁者が高校生以下の者、又は肢体不自由者の場合は無料とし、3項ただし書きに規定する方法により納付するときは、あゆ1,000円、その他の魚種は500円を加算した額とする。

魚種	漁具・漁法	遊漁料
あゆ	手釣り・竿釣り	1日 1,000円 1年 7,000円
いわな・やまめ	手釣り・竿釣り	1日 500円 1年 3,000円
こい・ふな うぐい・やつめ	手釣り・竿釣り	1日 500円 1年 3,000円

2 この漁場区域において秋田県内水面漁業協同組合連合会が発行する共通遊漁権証を使用して遊漁しようとする者は、第2条及び前項の規定にかかわらず、次の遊漁料を納付しなければならない。

魚種	漁具・漁法	遊漁料
溪流魚(いわな・やまめ等)	手釣り・竿釣り	15,000円

- ① 第2項の遊漁料の納付及び承認証の交付は、次の場所において行うものとする。秋田県内水面漁業協同組合連合会及び同会の指定する販売所。
 - ② 第2項の共通遊漁証は秋田県内水面漁業協同組合連合会の定めるところによる。
 - ③ 遊漁に際しては、当該遊漁証を所持しなければならない。
 - ④ 第2項の規定にかかわらず、前号の規定に違反した者については、第1項に規定する遊漁料を徴収する。
- 3 第1項に規定する遊漁料の納付は、次に掲げる場所においてしなければならない。
- (1) 〒013-0031 横手市鍛冶町4番2号つるた有司事務所 横手川漁業協同組合
 - (2) その他組合が指定する遊漁券取扱所(別紙記載のとおり)
- ただし、手釣り、竿釣りによる遊漁の場合には、当該遊漁する場所において漁場監視員に納付することができる。

(遊漁承認証に関する事項)

第8条 組合は、第2条第1項の承認をしたときは、別記様式第1号による遊漁承認証(以下「遊漁承認証」という。)を遊漁者に交付するものとする。

2 遊漁承認証は、他人に貸与または譲渡してはならない。

(遊漁に際し守るべき事項)

第9条 遊漁者は、遊漁をする場合には、遊漁承認証を携帯し、漁場監視員の要求があった時は、これを提示しなければならない。

2 遊漁者は、遊漁に際しては、漁場監視員の指示に従わなければならない。

3 遊漁者は、遊漁に際しては、相互に適切な距離を保ち、他の者の迷惑となる行為及び空き缶・空き瓶その他塵の不法投棄をしてはならない。

(漁場監視員)

第10条 漁場監視員は、この規則の励行に関して必要な指示を行うことがある。

2 漁場監視員は、別記様式第2号による漁場監視員証を携帯し、漁場監視員であることを表示する腕章をつけるものとする。

(違反者に対する措置)

第11条 組合は、遊漁者がこの規則に違反したときは、直ちにその者に遊漁の中止を命じ、又は以後のその者の遊漁を拒絶することがある。この場合、遊漁者が既に納付した遊漁料の払戻しはしないものとする。

(外来魚の再放流の禁止)

第12条 採捕された外来魚(オオクチバス、ククチバス、ブルーギル及びブラウントラウト)は再放流(リリース)をしてはならない。

付則

(施行月日)

1 この規則は、平成26年1月1日から施行する。

2 平成27年6月16日一部改正。

3 平成28年5月30日一部改正。

(新施行日)

1 この規則は、令和6年1月1日から施行する。

遊漁券取扱所一覧表

名 称	電 話	住 所
横手川漁業協同組合事務所	0182-23-6077	横手市鍛冶町 4 番 2 号 つるた有司事務所内
鶴 田 徳 松	0182-32-1538	横手市大町 5-30
横 手 釣 具 セ ン タ ー	0182-32-1162	横手市寿町 14-5
土 場 商 店	0182-53-2045	横手市山内土渕字二瀬 8-11
三 ツ 矢 商 店	0182-53-5802	横手市山内南郷字赤渕 15
木 村 酒 店	0182-53-2214	横手市山内土渕字下虫内 125-3
小 原 酒 店	0182-53-2010	横手市山内大松川字上台 17

別記様式第1号

遊漁承認証

NO. _____
遊漁承認証
金 _____ 円
遊漁者住所 (TEL) 遊漁者氏名 (年 齡)
上記の者は、当組合の定める 漁業 の料金を納め、遊漁することを承認した者である。
交付年月日 令和 年 月 日
横手川漁業協同組合 代表理事組合長 Ⓜ

漁場監視員

NO. _____

漁場監視員証

氏名 _____
(年 月 日生)

上記の者は、令和 年度漁場監視員であることを証明する。

令和 年 月 日

横手川漁業協同組合
代表理事組合長

